

## 第12回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月10日(火) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(11人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
	8番	永井剛
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	川田潤
主任	須山裕介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第37号 非農地証明申請について

議案第38号 農用地利用集積計画(案)について

議案第39号 農業委員会委員の辞任について

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## 7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和元年第12回境港市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は0名ですので、定足数に達しており会議は成立しております。  
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の  
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、1番酒井委員、7番足立委員にお願いします。  
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

11月22日（金）常設審議委員会（会長）

11月28日（木）全国農業委員会会長代表者集会（会長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第35号「農地法第3条の規定による申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第35号「農地法第3条の規定による申請について」を説明させていただきます。議案1ページから4ページです。

（番号1）

譲渡人が渡町のAさんで、譲受人が渡町のBさんです。

申請地を贈与により所有権移転し露地野菜を栽培したいという申請内容です。  
土地の所在は、中海干拓地、畑、3,009㎡で農用区域内にあります。地図は2ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持することですので、農地を効率的に利用できると思込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と思込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、他耕作地の面積が、17,769㎡で、合計耕作農地面積が20,778㎡となり、下限面積要件の50アールを満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、浜田委員、築谷委員、永井和人委員にお願いしました。以上です。

永井委員 譲受人のBさんは新規就農者であり、付近に作業場、畑もあるので丁度いいと思います。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第35号番号1は、原案のとおり承認されました。続いて議案第35号番号2、3をまとめて事務局より説明をお願いします。

(番号2)

譲渡人が神奈川県横浜市のCさんで、譲受人が渡町のDさんです。申請地を売買により所有権移転し野菜、花、果実等を栽培するという申請内容です。土地の所在は、渡町、畑、239㎡で調整区域内にあります。地図は3ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持することですので、農地を効率的に利用できるの見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、16,913㎡で、合計耕作農地面積が、17,152㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、浜田委員、築谷委員、永井和人委員にお願いしました。以上です。

(番号3)

譲渡人が神奈川県横浜市のEさんで、譲受人が渡町のFさんです。申請地を売買により所有権移転し野菜、花、果実等を栽培するという申請内容です。土地の所在は、渡町、畑、631㎡で農用区域内にあります。地図は4ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、17,152㎡で、合計耕作農地面積が、17,783㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、浜田委員、築谷委員、永井和人委員にお願いしました。以上です。

築谷委員 Fさんは付近農地の管理もお願いされているようです。現在は耕作放棄地になっていますし、Fさんが管理するようになれば、それも解消されますので、良いことだと思います。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第35号番号2、3は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第36号「農地法第5条第1項の規定による申請について」説明させていただきます。議案の3ページです。

(番号1)

譲渡人が渡町のGさん、Hさんで、譲受人が渡町のIさんです。土地の所在は、外江町、畑、495㎡、及び外江町、畑、105㎡、合計600㎡です。地図は6ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、一般個人住宅を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に隣接している区域であり、第2種農地に該当します。土地選定理由書は7ページです。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、汚水処理水及び雨水は市道側溝へ放流する計画となっており、宅地造成についても隣接農地とはブロック塀で仕切るとのことから、被害発生のおそれはないと考えられます。また、住宅敷地への転用について、隣接耕作者への同意、及び側溝への放流について、周辺自治会への同意は取っておられます。現地調査は、浜田委員、築谷委員、永井和人委員にお願いしました。以上です。

浜田委員 周辺は住宅の建築が続いており、全く問題ないかと考えます。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第36号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第37号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案10ページです。  
(番号1)

申請人は米子市東町のJさんです。土地の所在は、渡町、畑、198㎡、渡町、畑、274㎡、渡町、畑、214㎡、渡町、畑、476㎡、合計1,162㎡で調整区域内にあります。地図は11ページです。申請地には、家屋、納屋、作業場が建築されており、北側は現在空き地となっております。空き地部分は進入路が無く、法務局からは原野として登録する予定との意見を聞いております。約10年前に所有者が亡くなり、相続が行われてから未利用となっておりますが、4年前からKさんの作業場として活用されています。今回、非農地証明を行い、Kさんへの所有権移転を行う予定とのことです。

現地調査は、浜田委員、築谷委員、永井和人委員にお願いしました。以上です。

築谷委員 申請地は以前にKさんが住居として購入を検討されていた場所であり、当時は相続登記がされておらず、購入ができなかった場所です。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第37号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第38号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。議案12ページから15ページです。13ページが総括表です。14ページが利用権設定の各筆明細です。15ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。公社が借り受ける2筆についてですが、Lさん、Mさんと賃借権を設定いたします。NさんとOさんが借りられる筆については、後の合意解約でも出てきますが、広い1筆をNさんとOさんで分割して借りられるという内容となっております。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第38号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第39号「農業委員会委員の辞任について」を議題とします。永井剛委員に関する議事ですので、永井委員は退室をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局長 永井剛委員より辞任届が提出されました。永井剛委員は現在病気を患っており、農業委員の責務を全うすることが困難になったため、辞任の意向を示されています。委員等の辞任における、正当な事由に当たると考えられます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。  
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第38号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議委員会(会長)

令和元年12月23日(月)

○令和2年第1回境港市農業委員会総会

令和2年 1月10日(金)

・農業委員会情報 12月号「農地利用意向調査について」

1月号「農地の相続について」予定

議 長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 以上をもちまして令和元年第12回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和元年12月10日

境港市農業委員会

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---